

## シンフォニア岩国友の会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、シンフォニア岩国友の会（以下「友の会」という。）とします。

(目的)

第2条 この友の会は、シンフォニア岩国の自主事業等への積極的な参加を通じて、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

(事務取扱い)

第3条 この友の会に関する事務は、シンフォニア岩国指定管理者サントリーパブリシティサービスグループ（以下「SPS」という。）が行うものとします。

(会員)

第4条 会員とは、本規約を承認の上、SPSに友の会入会の申し込みを行い、SPSが入会を認めた者をいいます。

2 会員が資格を有する期間は、SPSが入会を認めた日から、その年度の3月31日までとし、以後継続して加入する場合は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下会員期間という。）とします。

(入会金・会費)

第5条 入会金は1,000円、会費は年額2,000円とし、会員は毎年所定の時期に、SPSの定めた方法により、入会金及び年会費を納入するものとします。ただし、年度途中で入会する場合においても同額とします。

2 会員が次年度の継続入会手続きを、SPSが指定する期間内に行った場合においては、入会金を免除するものとします。

(会員証の発行)

第6条 会員には、会員証を発行します。

2 会員証の所有権は、SPSに属します。

3 会員証は、他人に譲渡若しくは貸与することはできないものとします。

(特典)

第7条 会員は、SPSが行う次のサービスを、所定の方法により利用することが出来るものとします。

(1) チケットの割引購入

SPSの指定する公演のチケット（SPSで販売するものに限る。）について、額面の約1割引で購入できます。ただし1公演につき、会員お一人様2枚までとします。

(2) チケットの優先購入

SPSが指定する公演のチケット（SPSで販売するものに限る。）について一般発売日に先立ち、通常会員お一人様2枚まで優先的に購入することができます。その時期・枚数・方法などについては、公演ごとにSPSが決定し、会報などを通じてお知らせします。

(3) 情報誌等の送付

ア シンフォニア岩国情報誌「ひびき」

イ シンフォニア岩国イベント案内

(4) チケット料金のゆうちょ銀行口座払込

SPSで予約したチケット料金の支払いに、郵便局の口座払込を利用できます。

(5) 協賛店割引サービス

協賛店で各種割引をご利用いただけます。

※「友の会会員証」のご提示が必要となります。

(6) 会員優待事業の実施

(届出事項の変更等)

第8条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更が生じたとき、その内容をSPSにすみやかに届け出るものとします。

2 会員は、前項の届出を怠ったためにSPSからの送付書類等が延着又は不到着となっても、異議を申し述べるできないものとします。

(会員証の紛失、盗難等)

第9条 会員が会員証を紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちにSPSへ連絡するとともに、所定の届出書を提出するものとします。この場合において、SPSは、届け出た会員に対し、会員証を再発行するものとします。

2 紛失、盗難その他の事由により会員証が他人に利用され、会員が損害を受けた場合においても、SPSはその責めを負わないものとします。

(退会等)

第10条 会員が虚偽の申告、会員証の転貸、その他規約に違反した場合、他の会員に迷惑をかけるなどして、会員としてふさわしくない行為を行った場合、または暴力団員その他反社会的勢力等、会員として不適切と認められたとき、SPSは、会員の資格を取り消すことができるものとします。

2 会員は何時でも退会することができるものとします。退会する場合はSPSに届け出るものとします。

3 退会又は資格の喪失が会員期間の途中であっても、会費は返還しないものとします。

(個人情報の利用目的)

第11条 会員の氏名、住所等入会申込書に記載された会員の個人情報は、次の情報誌等の送付目的で利用させていただきます。

(1) シンフォニア岩国情報誌「ひびき」

(2) シンフォニア岩国イベント案内ほか各種サービスに関するご案内

(3) 購入済みのチケット

2 SPSは退会した会員の個人情報について、退会した年度の次の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の1年間、会員の個人情報、利用履歴を保有・管理し、次の目的のために利用させていただく場合があります。

(1) 会員管理、各企画・イベントほか各種サービスに関するご案内の送付

(指定管理者の変更)

第12条 第3条に定めるSPSの指定期間が満了した場合等、SPSにおける指定管理業務が終了した場合、SPSは山口県又は山口県の指定する者に対して、個人情報を提供することがあります。

(規約の改定)

第13条 本規約は予告なくSPSが改定できるものとし、この場合、SPSから会員に通知するものとします。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営に関し必要な事項は、SPSが別に定めるものとします。

附 則

この規約は、平成8年12月15日から適用するものとします。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から適用するものとします。

附 則

この規約は、平成15年3月1日から適用するものとします。

附 則

この規約は、平成18年4月1日以降に実施する公演等から適用するものとし、同日前に実施する公演等については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から適用するものとします。